

城東区地域福祉プラン

令和4年度～令和6年度

城東区役所

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



目次

1	城東区地域福祉プランとは	1
2	計画の推進期間	1
3	城東区地域福祉を取り巻く状況	1
	（1）高齢者	2
	（2）障がい者	6
	（3）児童	8
	（4）生活困窮	9
4	現状を踏まえた基本的方向性	10
	（1）高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくり	10
	（2）障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくり	11
	（3）子どもが安全安心に暮らせるまちづくり	11
	（4）ウィズコロナ・アフターコロナの時代を見すえた新たな活動、 地域に応じたネットワークづくり	11
5	解決に向けた具体的取組	12
	（1）高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくりに向けて	12
	（2）障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくりに向けて	14
	（3）子どもが安全安心に暮らせるまちづくりに向けて	14
	（4）ウィズコロナ・アフターコロナの時代を見すえた新たな活動、 地域に応じたネットワークづくりに向けて	15
6	城東区地域福祉プランの実現のために	17
	主な具体的取組の目標数値等	18
	【資料】統計	19

城東区地域福祉プラン

1 城東区地域福祉プランとは

城東区では、平成 26 年度より、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、新しい地域福祉のあり方を示す城東区地域福祉ビジョンを策定し、各校下の取組みを重視した地域福祉アクションプラン等の取組みを進めてきました。しかし、新型コロナウイルスの蔓延、地域のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。今後、地域福祉を増進していくためには、地域のつながりを再構築し、生活困窮など新たに浮かび上がる課題に対処していかなくてはなりません。区地域福祉プランの策定においては、上記の状況を踏まえつつ、改訂された大阪市地域福祉基本計画等に沿いながら、区が主体となり取り組むことが必要となっています。

新たな城東区地域福祉プランは、城東区地域福祉ビジョンにかかげる三つの基本的な考え方（①校区のつながりを基礎にした取組みを進める②全ての区民・団体・事業者・区役所等が力を合わせて取り組む③支援を必要とする人を地域で支える共生のまちをめざす）を踏襲しつつ、SDGs（※1）やウィズコロナ・アフターコロナにおける地域福祉のあり方を示すものとして新たに策定するものです。

※1 SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。「貧困をなくそう」など 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の“誰一人取り残さない”ことを誓っています。

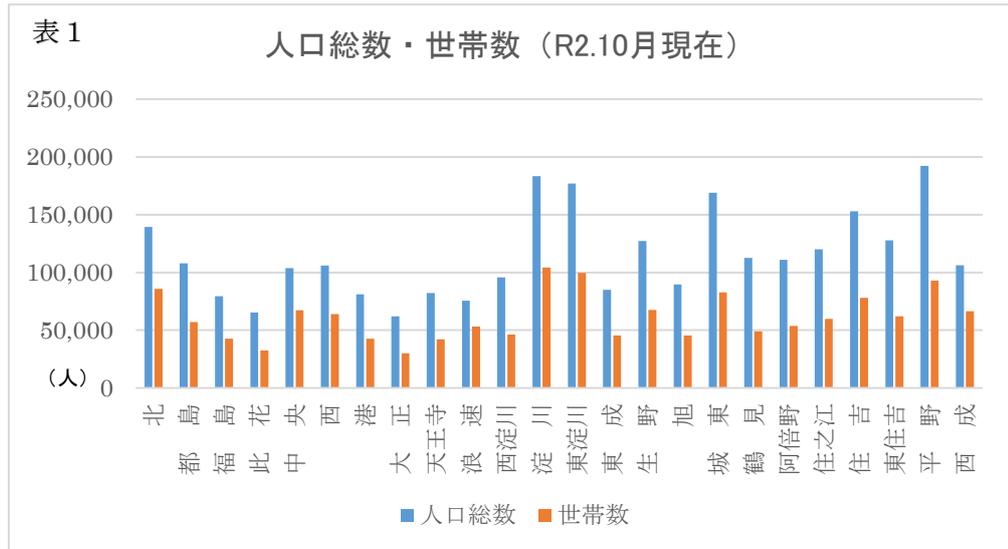
2 計画の推進期間

この計画の期間は、令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月とし、その間、社会状況の変化などにより変更が必要であれば、見直しを行うこととします。

3 城東区の地域福祉を取り巻く状況

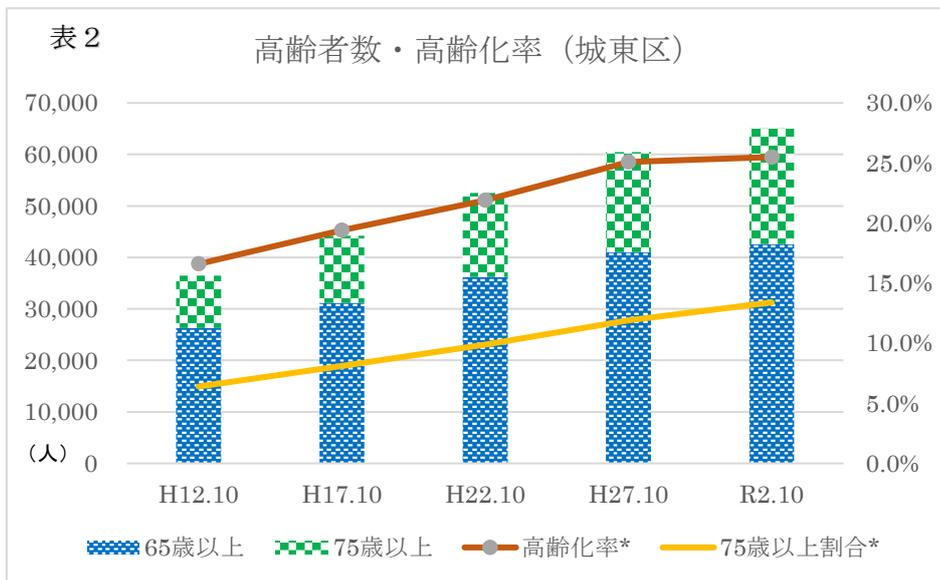
さまざまなデータに基づき、城東区の特徴的な部分をみていきます。

令和 2 年の国勢調査集計結果によると、城東区の人口は市内第 4 位で 169,043 人、5 年前（平成 27 年）の国勢調査に比べて 2.6%増加しています。また、世帯数は 82,712 世帯で市内第 5 位、人口密度は 20,172 人/km²で第 2 位となっています（次ページ表 1）。

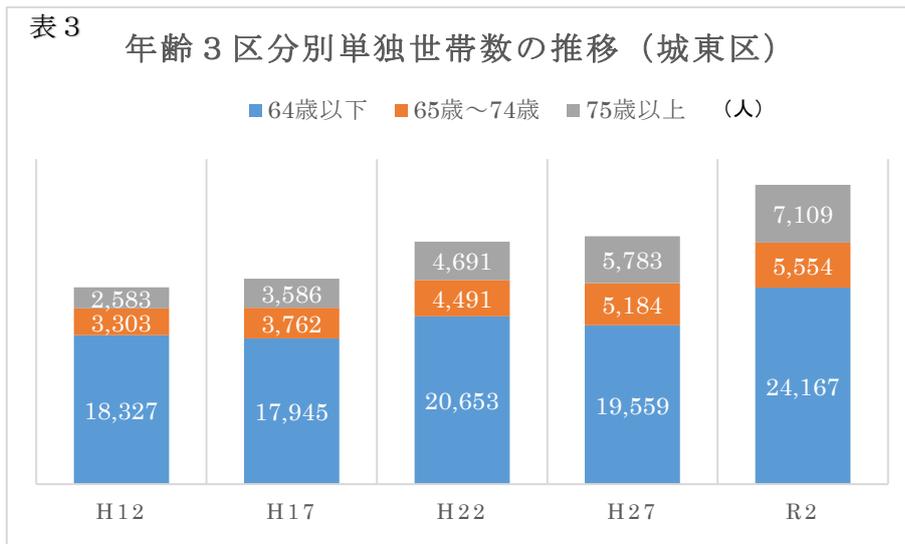


(1) 高齢者

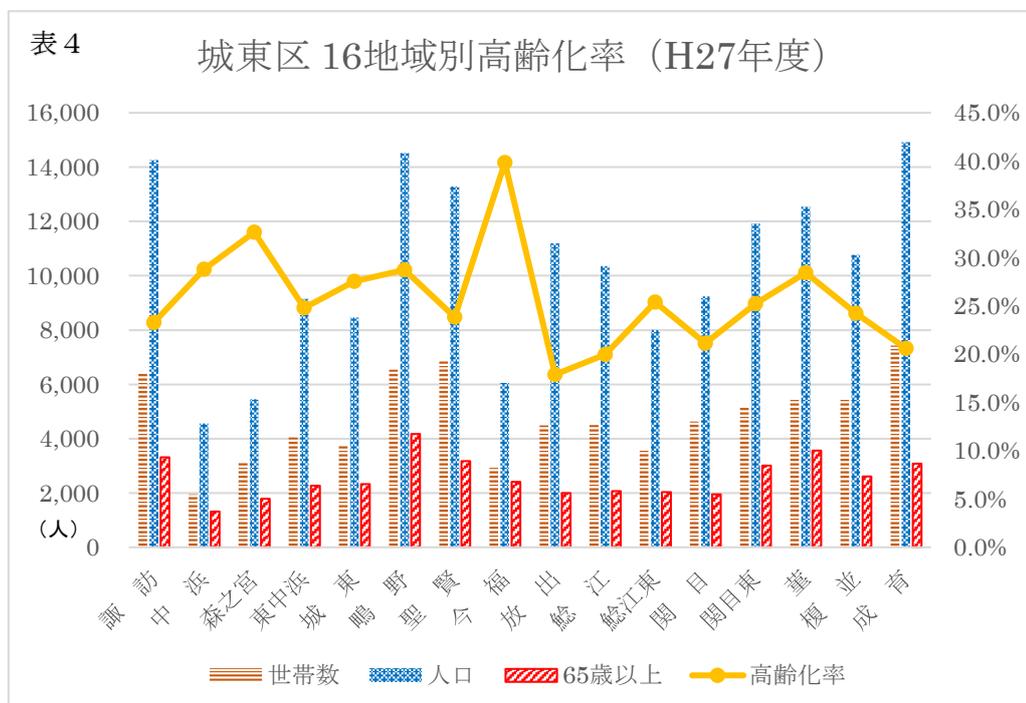
我が国の高齢化率は28.6%、大阪市は25.5%、城東区の高齢化率は、25.5%となっています。城東区の4人に1人が65歳以上という状況になっています。そして、65歳以上の高齢者数は、5年前（平成27年）の国勢調査に比べて3.7%増と伸びが増加しています。特に医療福祉が必要となる75歳以上の後期高齢者数は15.7%増と伸びが大きくなっています。（表2）



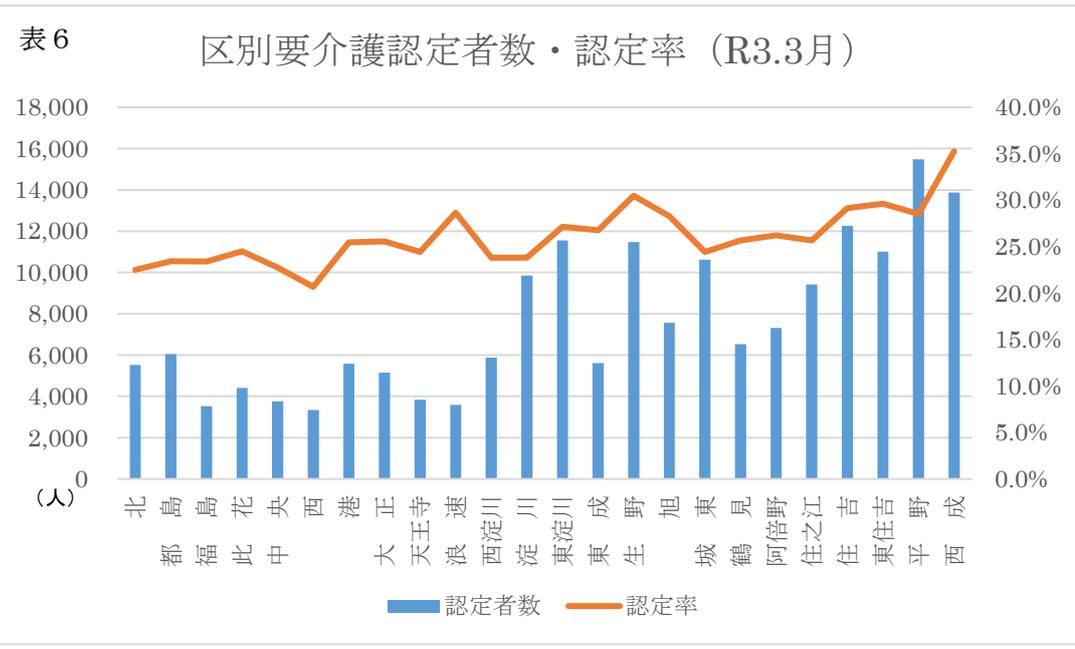
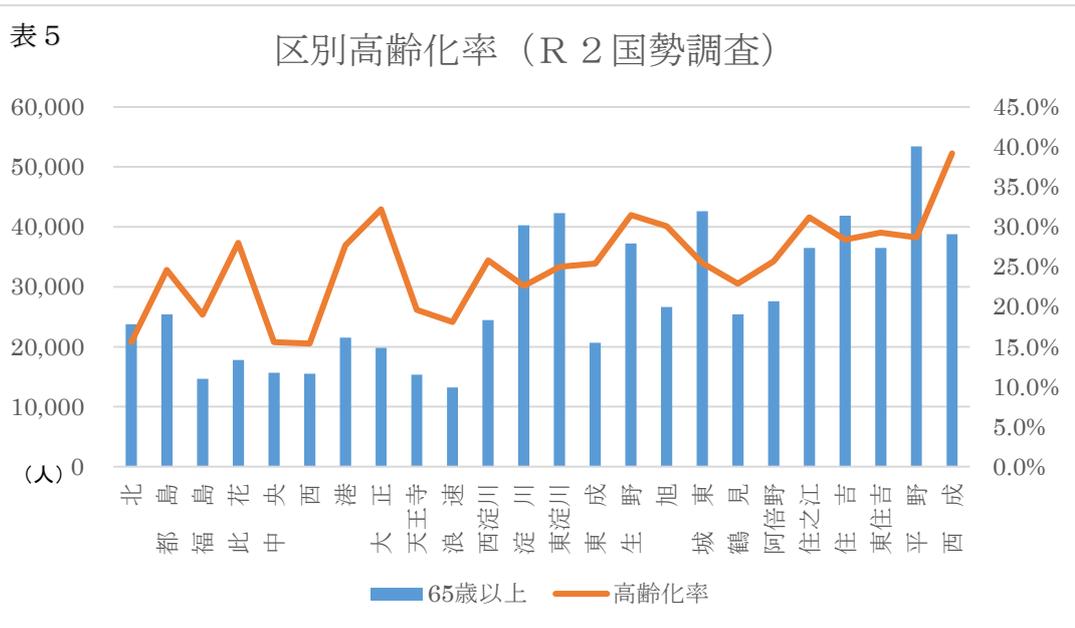
また、単独世帯の高齢者数も増加しています。65歳以上の高齢単独世帯は12,663世帯で、5年前（平成27年）の国勢調査に比べて15.5%増加しています。特に65～74歳の単独高齢世帯に比べ、75歳以上の単独高齢世帯の伸びが大きくなっています。（表3）



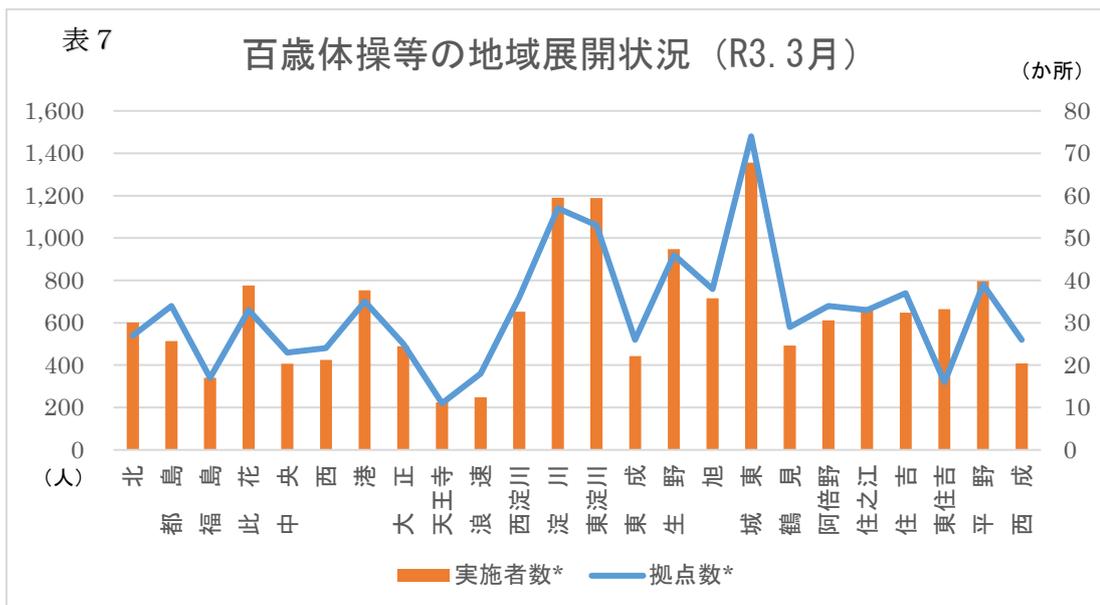
また、地域別にみると、城東区の大きな特徴は、その高齢化率が校下ごとに大きな違いがあることです。最も高い地域では39.9%、低い地域では17.9%と、地域によって高齢化の状況は大きく異なります。UR や市営住宅のある地域、昔からの住宅が密集している地域の高齢化率が高くなっており、新しいマンション群の多い地域は高齢化率が低い傾向にあります。（表4）



24区全体で見ますと、城東区の高齢化率は高い方から13番目ですが（次ページ表5）、要介護認定率は高い方から15番目と若干低くなっています。（次ページ表6）

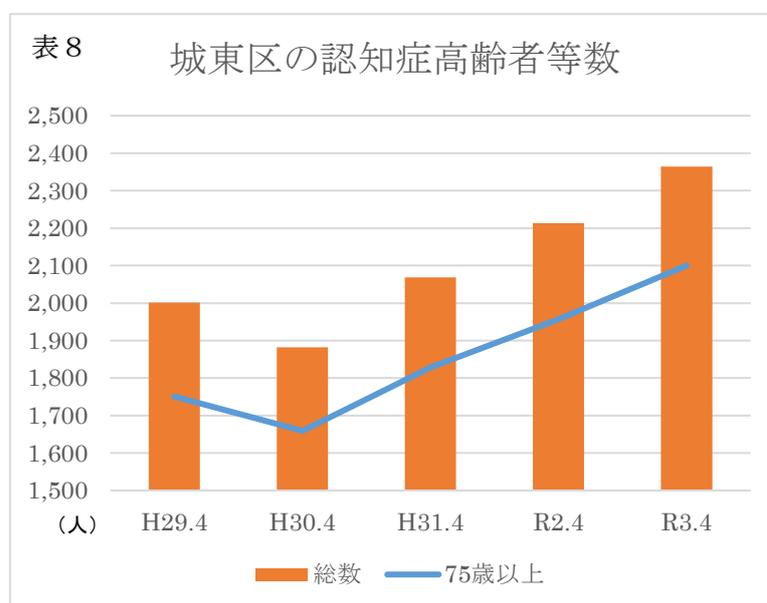


その要因として、城東区は百歳体操が各地域で盛んに行われており（拠点数、参加者数とも24区中最多）、このような各地域での介護予防の取り組みや(表7)、ふれあい喫茶や高齢者食事サービスも活発に行われており、高齢者の居場所づくりや地域における見守り活動も盛んに行われていることなどが考えられます。



認知症高齢者等（※2）については、増加傾向にあり、繰り返し行方不明となり保護されるケースなども増加しています。（表8）

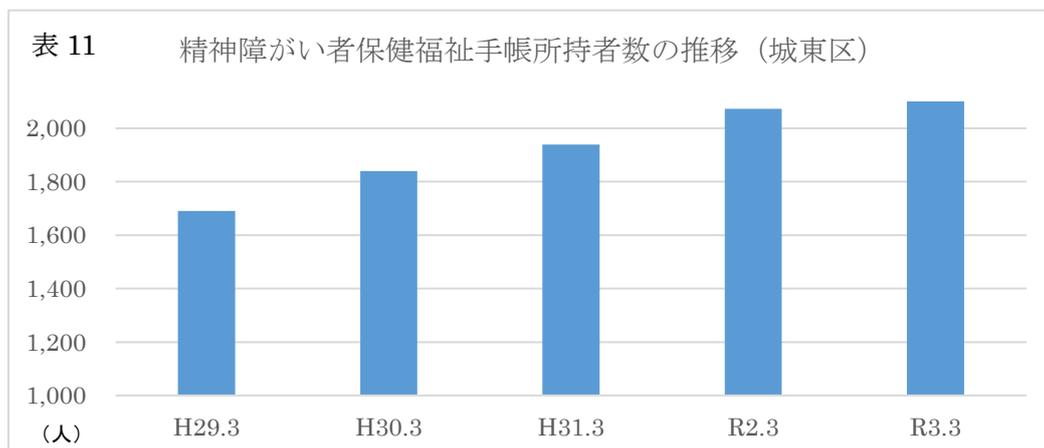
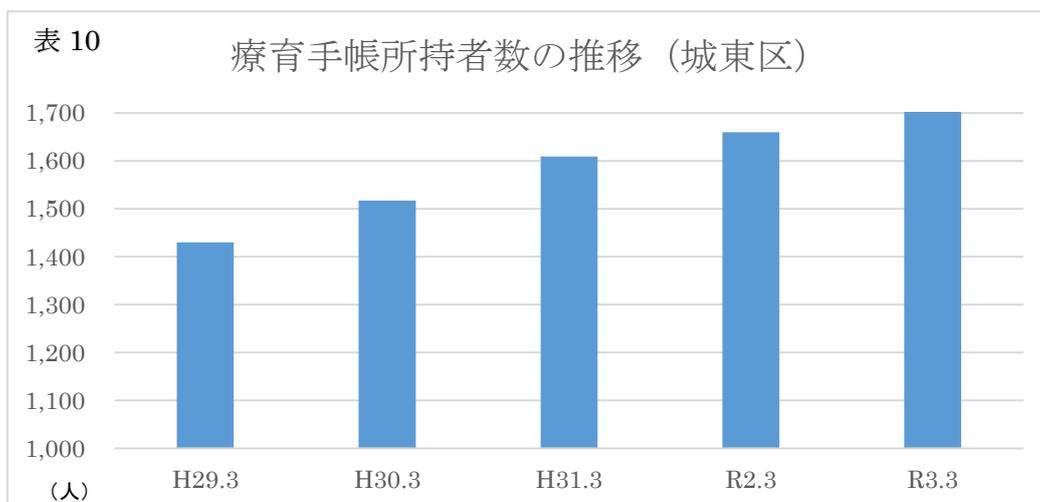
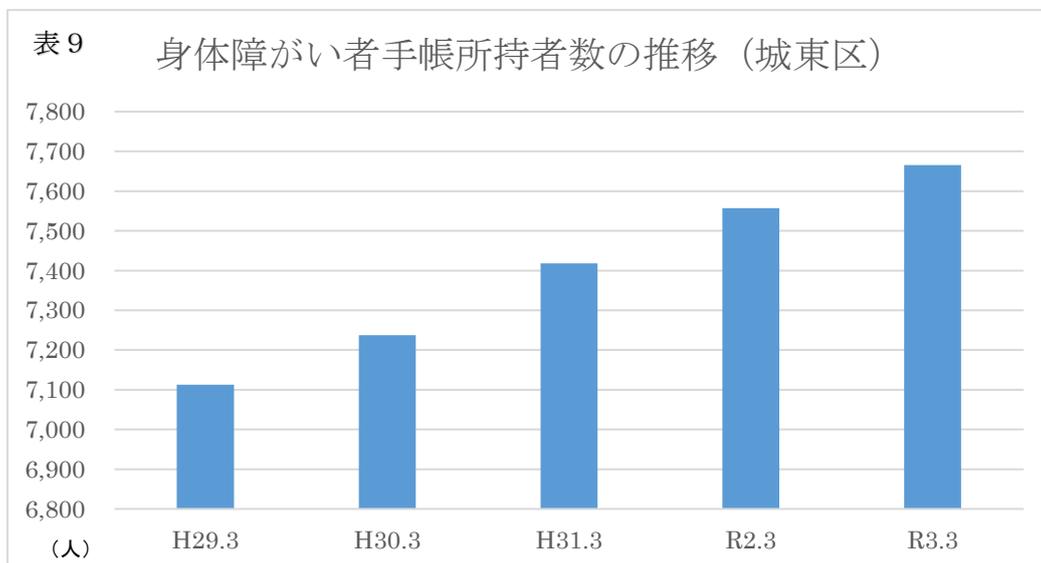
また、高齢者虐待の通報件数も増加傾向にあり、虐待を受けた要介護認定者のうち7割の方に認知症の症状がみられたことから、虐待防止の取組みは、地域における認知症高齢者やその家族への支援が重要であると考えます。



※2 「認知症高齢者等」とは、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。（「2015年の高齢者介護」〈高齢者介護研究会 平成15年6月〉より）

(2) 障がい者

城東区での障がい手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）所持者は年々増加し、1万人を超えています。（表9～11）

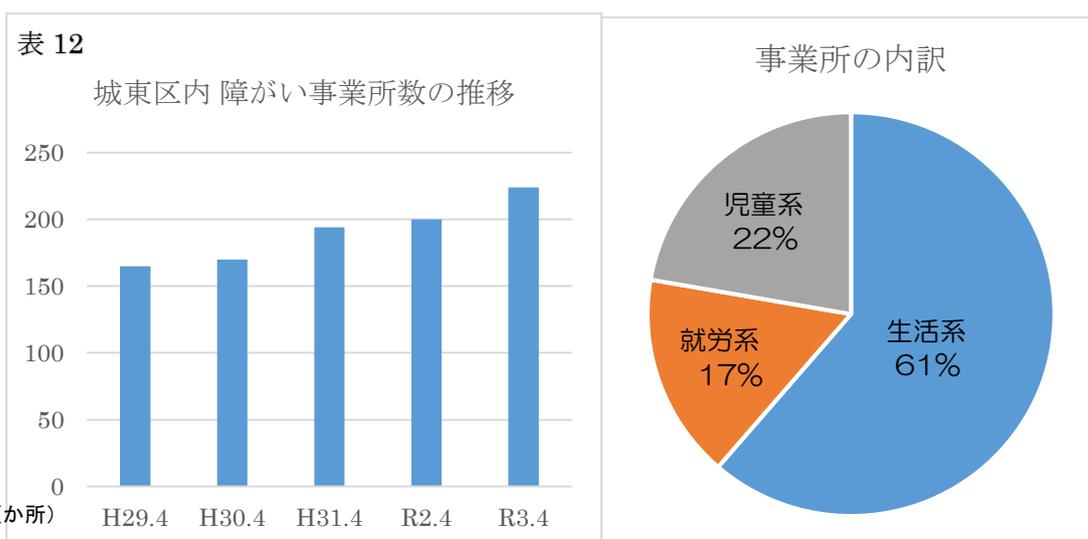


要因としては、身体障がい者については、高齢化に伴う障がいの増加と、障がい者手帳の対象となる部位等の追加（肝臓、HIV など）、制度の充実に伴う手帳取得者の増加があげられます。

療育手帳については、発達障がいが増加したことにより、判定を受ける方が増加したこと、また経済の悪化にともない軽度知的障がい者の就労状況が悪化、ハローワークで障がい者雇用のために手帳取得をすすめられる方が増えたことがあります。

精神障がい者保健福祉手帳については、従来の精神障がいの中核であった統合失調症の発症率は変わらないものの、うつ病やアルコールなどの依存症を患う方が近年大きく増加していることがあります。また、障害者自立支援法の施行により、従来医療制度の対象であった精神障がい者が、通所施設やヘルパーなどの福祉制度を利用できるようになったことも大きい要因です。

このような状況にあわせて、福祉サービスを提供する事業所の数も大きく増加し、現在は 200 か所以上の事業所が展開されています。（表 12）



【事業所の内訳】

生活系… 居宅介護支援・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・グループホーム・施設入所支援・計画相談支援・移動支援

就労系… 就労移行支援（一般型）・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援

児童系… 障がい児相談支援・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・障害児入所支援（福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援）

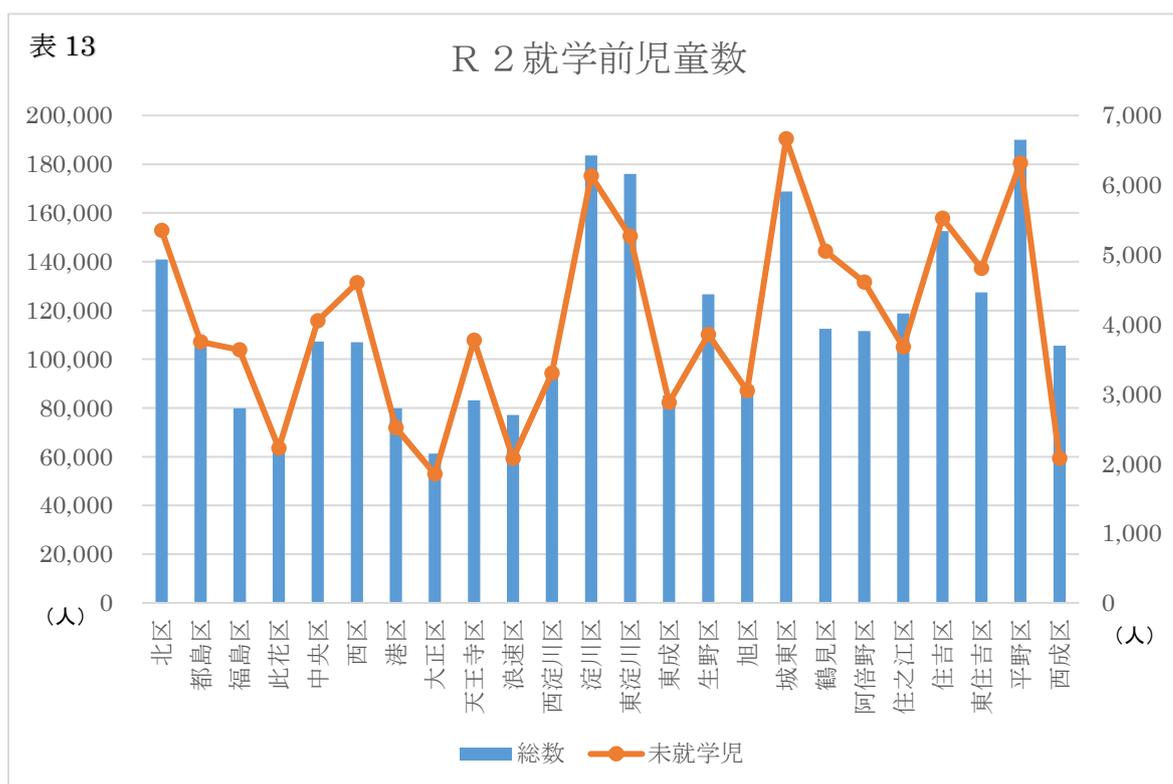
※事業種別において重複する事業所があり、内訳の総数と事業所数は一致しない

特に児童福祉サービスは、学校教育を補完し、放課後の保育を担う存在として大きく増加しているところです。

これは先に述べたように、障がい者数の増加と、障害者自立支援法などの法整備によりサービスの利用が普及したためと考えられます。また、従来は社会福祉法人に担われてきた福祉サービスに、NPO や株式会社など、多様な主体が参入できるようになったことも大きな要因です。そのため、収益を主目的としたサービスの提供が行われるなどといった問題も起きています。多くの社会資源が生まれることにより、選べる状態になった、とも言えますが、良い事業所を選ぶための情報提供の仕組みづくりが求められています。

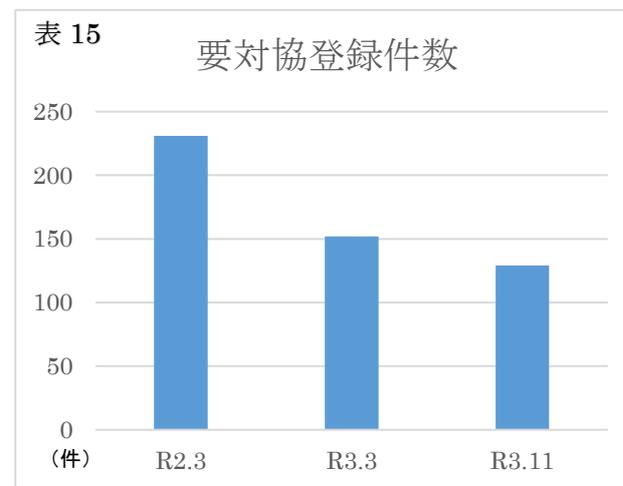
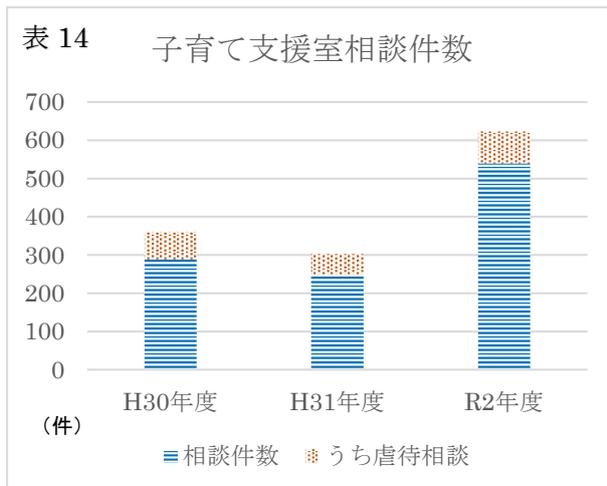
(3) 児童

児童については、就学前児童が近年大きく増加し、市内第 1 位の人数となっています。(表 13)



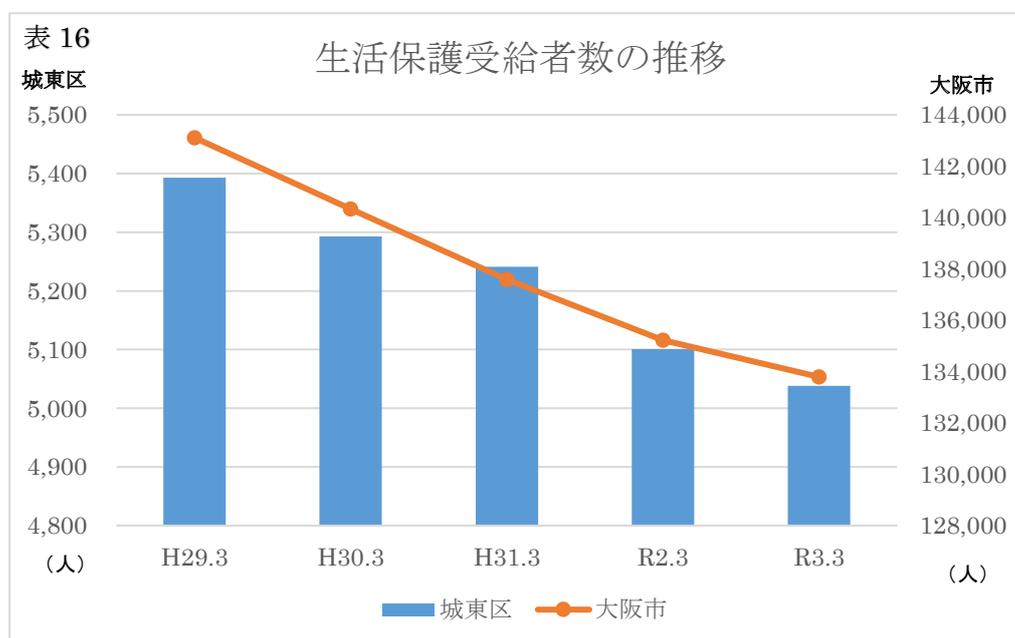
また、当区子育て支援室での相談の件数も増加しており(表 14)、児童やその家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している傾向が見られます。その中にはヤングケアラーなど、これまでにない概念で捉えられているものもあります。

一方で児童虐待件数は一定数発生しており(表 15)、ステイホームの中で潜在化している可能性もあり、早期発見・未然防止に向けた取組みは、引続き重要であると考えられます。

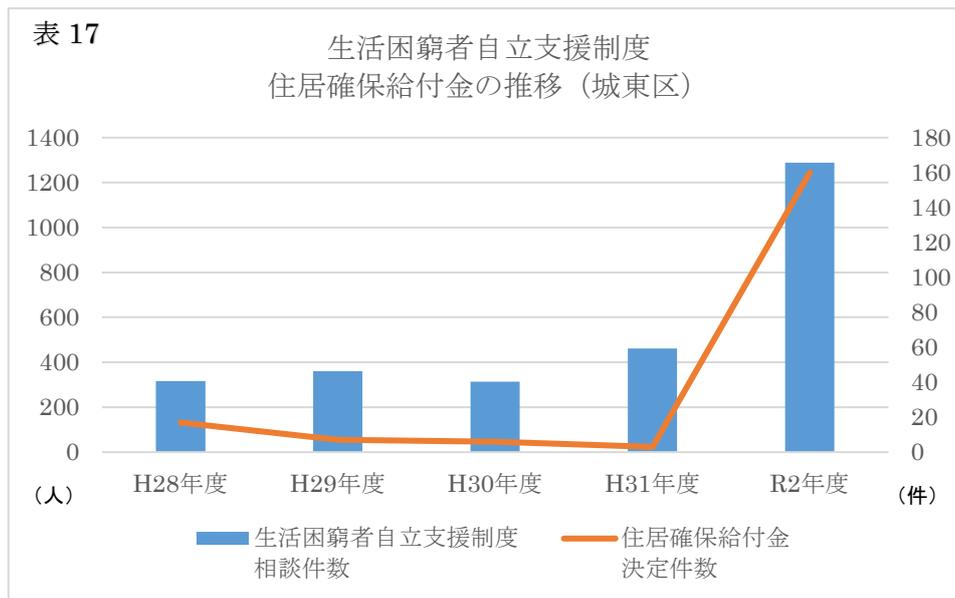


(4) 生活困窮

リーマンショック以降、大阪市においては、生活保護受給者は増加の一途をたどり、大きな課題となっていました。ここ数年はピークアウトし、受給者数は減少してきました。(表16)



しかし、生活困窮相談件数および住居確保給付金決定件数は新型コロナ発生以降、急増しています。生活困窮相談件数でみると、平成31年461件であったものが令和2年では1288件と2.8倍に増加しており、住居確保給付金決定件数でみると、平成31年3件であったものが令和2年では160件と大きく増加している状況となっています。(次ページ表17)



今後、新型コロナの感染が継続し、生活困窮者自立支援制度において、生活再建が難しい場合、生活保護受給者も大きく増えることも考えられます。

4 現状を踏まえた基本的方向性

城東区の現状・特徴を踏まえ、課題に応じた方向性を示します。

(1) 高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくり

後期高齢者の増加、単身世帯の増加の傾向は、要介護者や認知症高齢者の増加、孤独死の増加などの課題につながっていきます。

この傾向は全国の都市部で共通の課題となっており、国は、地域包括ケアシステムの確立に向け施策を展開していますが、当区においても医師会や地域包括支援センター、社会福祉協議会といった専門機関がネットワークを構成して高齢者が最期まで地域で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

城東区ではこの間、食事サービスやふれあい喫茶、百歳体操、食育事業といった地域活動が非常に活発であり、高齢者の健康保持・介護予防、居場所づくりに大きく寄与してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により活動の停滞を余儀なくされる状況がありました。

今後の活動については、新しい手法を取り入れるなど、検討を進めていく必要があります。

また、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、まず地域に暮らす人が認知症を正しく知り、理解することが必要です。

認知症強化型地域包括支援センターを中心に行政、地域、医療・介護等専門職、

警察、企業、商店、ボランティア、NPO等のさまざまなメンバーからなるネットワーク構築による認知症の人の早期発見、早期対応の仕組みの強化が必要です。

城東区では、地域間で居住形態、人口構成などが大きく異なる傾向があります。市営住宅やUR等が集中する地域では、高齢者課題がとりわけ大きなものとなっているなど、地域の特性に応じた取組みを進めていくことが必要です。また、地域をまたがる課題等については、地域間の連携を強化していくことも必要です。

(2) 障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくり

障がいのある方は、年々増加していますが、さまざまなサービスを提供する事業所も増えています。今後は、障がいのある方がより豊かな生活を地域で送ることが大切です。

日中を過ごす就労支援や生活介護の事業所なども、その人にあったサービスを選べるよう、支援する事業所が工夫を行い、障がいのある方ひとりひとりに、その情報が届く仕組みづくりが求められます。

生活の場については、城東区では、重度の障がいのある方が家族と離れてひとり暮らしなどを行う、自立生活の取組みが活発に行われています。グループホームも多く設置されていますが、障がいのある方同士が共同生活するシェアハウスなど、新たな住まいのかたちも、地域自立支援協議会での検討のもと進められています。今後はさらに、障がいのある方が多様な生き方を選択できるような取組みが求められます。

また、障がいのある方が住み慣れた地域で生活を送るにあたっては、さまざまな困難に直面する場合があります。搾取や差別を受けないよう、相談や見守りを行う体制づくりが必要です。

(3) こどもが安全安心に暮らせるまちづくり

複雑・多様化するこどもに関する課題に対して、速やかに、かつ的確に対応していくためには、行政機関においては、教育分野や福祉分野などの縦割りを超えて連携することが必要となり、これまで以上に、小中学校や区役所、こども相談センター等の連携が重要となってきています。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員など、子どもを見守り、支援されている地域の方々とも十分に連携し、社会全体で対応していく必要があります。

(4) ウイズコロナ・アフターコロナの時代を見すえた新たな活動、地域に応じたネットワークづくり

全国的なコロナの感染拡大により、感染防止が求められる中で、福祉分野で広がりを見せていた寄り添う、集うといった活動が困難となり、各地で集いの場の開催や対面での支援が困難になるなどの状況がありました。

ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、新しいつながりや支援のあり方な

ど、新たな生活様式に応じた地域福祉活動のあり方を模索し、地域共生社会の実現を進めていく必要があります。

また、高齢者、障がい者、といった従来の福祉課題の枠を超えて、地域で考えていくべき課題が生じています。外国にルーツを持つ方への対応、コロナ禍により生じた新たな貧困にどのように対応していくのか、ひきこもりや8050問題にみられる孤立世帯にどのようにアプローチしていくのか。課題はより複雑化しています。既存の制度のはざまにあたり、生きづらさを抱えている方々に対し、常に寄り添う視点をもって、地域住民、行政、専門機関などが連携して課題を解決していくことが求められます。

また、城東区においても地域の会館に多くの高齢者が集い行ってきた行事が、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できない事態が生じました。様々な地域福祉活動が制約され、高齢者食事サービスについても集まったの会食が難しくなったことから、多くの地域で中止を余儀なくされる状況となりました。こうした中、感染防止対策を講じながら配食（アウトリーチ）により見守りを行うなどの取り組みもみられたところです。

従来の高齢者中心であった地域活動に加え、新たな見守り活動や、つながりの場づくりも進めていく必要があります。さらには新たな貧困やヤングケアラーといった課題に取り組むことも必要です。校下ごとに大きく住民構成が異なる城東区では、地域ごとにネットワークを形成し、地域の特性に応じた取組みを進めていくとともに、地域間で課題や取組の情報を共有するとともに、地域間連携を強化していくことも必要です。また、持続可能な活動としていくためには、地域における活動の担い手の確保、人材育成の取組みも必要です。

5 解決に向けた具体的取組

方向性にもとづいた具体的取組を例示します。今後の社会状況に応じてそのつど地域で話し合い、工夫していくことが大切です。

(1) 高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくりに向けて

地域活動では、従来の活動に加え、戸別配食やメッセージカードのポスティングなどの個別対応型の取組みが必要です。百歳体操などは拠点を拡大するなど分散型の取組みを進めることも必要です。また、災害時要援護者名簿を活用し、個別避難計画を策定するなど、災害時要援護者に目を向けた取組みも必要です。また、現在、医師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会を中心に取組みを進めている地域包括ケアシステムについては、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らすという理念の普及に努め、個々人が人生の最期をどのように住み慣れた地域で過ごしたいのか家族、医師、介護事業者なども含めて話し合い、個々人が尊厳をもって人生の最期を迎えられるような仕組みづくりを進めます。

見守り活動については、社会福祉協議会の見守り相談室を中心に、民生委員、地域福祉支援員など地域の方々が担っていただいておりますが、見守り協力事業者についても、介護事業所や町会だけでなく、銀行、郵便局、薬局、商店、銭湯など幅広く拡大していきます。また、災害時要援護者支援のための個別避難計画策定に向け、防災部門、地域と協働して取組みを進めます。

特に高齢化が進む森之宮地域では、医療介護連携やITを活用した見守り、災害時の要援護者支援などのスマートエイジングシティ（※3）の取組みを進めており、高齢化が進む地域の先行事例となるよう、積極的な情報発信も含め取り組んでいきます。

また、地域における取組みを把握・集約し、他地域とも共有化を図ることで、良好な取組事例の横展開を進めるなど、区の地域福祉全体のさらなるレベルアップが図れるよう取り組んでいきます。

※3 スマートエイジング・シティとは、「ヘルスケア」や「エイジング」をコンセプトとして、「今いる住民が住み慣れた地域で安心して快適に住み続けられ、かつ多様な世代の新たな住民を惹きつける、超高齢社会の活気あるまちのモデル実現」をめざす取り組みをいいます。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- 健康保持・介護予防対策の強化（健康寿命を延ばすためには、生活習慣病の予防が必要であり、特に食生活の改善について、食生活改善推進協議会との連携を強め、さらなる広報周知、啓発を進めていきます。また、百歳体操等介護予防の取組みにおいて、拠点、参加者がさらに広がるよう周知、啓発を進めていきます。）
- 認知症対策の強化（上記取組みに加え、認知症予防の強化、認知症への理解促進と支援者を増やすための取組み）ICTを活用し認知症に関する正しい知識と理解とともに、地域での見守りの留意点や専門機関等具体的な相談先等が明確に伝わるよう各種広報媒体を活用し広く市民に伝えていきます。また、認知症サポーター、オレンジサポーター（※4）やオレンジパートナー（※5）等の支援者増、そして人材育成、支援者のネットワーク化が広がるよう広報周知、啓発を進めていきます。
- 要介護者の見守りと、災害時要援護者支援の強化（個別避難計画の策定支援、福祉的視点からの避難所運営等）
- 地域包括ケアシステム（※6）の充実強化（ACP（アドバンスド・ケア・プランニング（※7））の周知啓発、策定促進のためのツールの検討・作成等）

※4 オレンジサポーターとは、地域において活動を希望する、または活動している認知症サポーターに、さらなる認知症の知識を習得するためのステップアップ研修を受講され

た方です。地域で活動するオレンジサポーターを養成することで、認知症の人や家族を支えるチーム「ちーむオレンジサポーター」として、認知症の人を地域で支えます。

※5 オレンジパートナーとは、地域において認知症の人にやさしい取組みを行うなど、認知症の人の支援に関する社会貢献活動を行う企業・団体等をいいます。

※6 地域包括ケアシステムとは、だれもが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護、福祉、保健、住まい等の相談、支援、サービスを一体的に提供できる体制（ネットワーク）です。

※7 アドバンスド・ケア・プランニング「人生会議」とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組みのことです。

（2）障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくりに向けて

地域自立支援協議会において、区と当事者団体、事業者が力を合わせて、取組みを進めます。情報の発信については、事業者ガイドブックの発行やホームページの充実が必要です。また、住まいの場についてはシェアハウスなどの新たな形態についてさらに検討を進め、地域で暮らせる基盤をつくります。障がい者の相談支援については、基幹相談支援センターや区内相談支援事業所が連携し、相談会の実施や各事業所の第三者委員の研修を実施するなど、権利擁護の取組みも行います。

また、障がい者への理解を深め、共生社会の実現につなげていくため、地域自立支援協議会をはじめ関係機関と連携し、障がい者スポーツ振興の取組みを行います。

さらに、城東区では福祉避難所の協定を結んでおり、地域自立支援協議会において連絡体制の構築などを進めてきていますが、今後は地域の避難所と連携した効率的な運用について検討を進め、災害に備えます。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- ・福祉避難所運営マニュアルの策定および福祉避難所運営に関する講習会の開催
- ・地域自立支援協議会と協働した、権利擁護の研修会の実施および事業者ガイドブックの発行
- ・ポッチャ等、障がい者スポーツの体験やイベントなど障がい者スポーツ振興の取組みの実施

（3）子どもが安全安心に暮らせるまちづくりに向けて

城東区では、令和2年度から新しく運用開始した、学校と区役所、地域資源などが連携する総合的な支援体制「こどもサポートネット」において、子育て・教

育・福祉・健康・就労などの複合的な課題を抱えているこどもと子育て世帯をとりまく諸課題について、子どもにとって身近な学校での「気づき」を「見える化」して区役所の福祉制度や地域による支援などにつないでいきます。

また、児童虐待から子どもを守るためには社会全体で取り組むことが重要です。民生委員・児童委員、主任児童委員を中心とした地域全体での見守り、保育園・幼稚園や学校などの保育・教育の場での気づき、子育てサロンやつどいの広場でのつながりに加えて、子ども食堂などのサポートネットワークやフリースクールなどとの新たな連携を進めることにより、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組めます。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- ・こどもサポートネット（※8）を通じた児童生徒の課題の気づき（スクリーニング会議Ⅱの開催等）
- ・課題解決のために連携できる地域資源（子ども食堂、フリースクール、児童施設等）の発掘とつながりづくり
- ・ヤングケアラー連絡窓口、いじめ・不登校連絡窓口の周知
- ・コロナ禍でダメージを受けている子育てサロンやつどいの広場の活動の活性化に向けた支援（物的支援を含む）
- ・0歳児、4歳児を中心とした訪問支援を通じた、課題を持つ家庭の早期発見・早期対応
- ・スクールカウンセラーなど、子どもを支え見守る体制の強化
- ・不登校児童生徒の学校内の居場所づくりの推進

※8 大阪市こどもサポートネットとは、学校園において、学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯を発見し、区役所と連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な資源につなぎ、社会全体で総合的に支援する仕組みです。

（4）ウィズコロナ・アフターコロナの時代を見すえた新たな活動、地域に応じたネットワークづくりに向けて

複雑化する課題に対応するために、従来にない活動を取り入れることが必要です。こども食堂とフードドライブ（※9）・フードパントリー（※10）といった新しい活動を組み合わせることを通じて、こどもの貧困対策はもとより、フードロス、企業の社会貢献にも資する活動となり、SDGsの理念にもつながるものとなります。さらにそういった新たな活動を醸成することは、これまでの地域人材とは違った層の、福祉活動への参画を促すことにつながります。また、孤独死につながりがちな、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした終活の相談事業など、今後の高齢者の増加に対応した取組みを進めます。

城東区では、各校下にアクションプランチームがあり、赤いベンチプロジェクト（※11）、ワンワンパトロール事業（※12）など、新たな取組みが生まれてき

ました。地域の特性に応じて、新しい視点で活動ができるよう、区・社会福祉協議会・地域が一体となり検討を進めます。加えて、これまで地域福祉活動に参加したことのない区民層に対し、ゆるやかに支援を必要とする高齢者、こども、障がい者、外国人、社会的なつながりが希薄な世帯等を見守るなど「気にかける地域づくり」も求められることから、民生委員・地域福祉支援員を中心に、「気にかかる人」の情報が集約される仕組みを構築していきます。防災訓練や学校行事など、多くの住民が集まる場面で、啓発のチラシを配布するなど、ゆるやかで幅広い層の参画を促す取組みを進めます。とりわけコロナ禍で取り残された在留外国人は地域からは見えにくい存在です。社会福祉法人等が自主事業として取り組む、フードドライブなどの緊急支援事業を通じて、孤立し困窮する外国人の存在を見える化し、支援することが必要です。

貧困や孤立化などは、なかなか周囲に見えない特性があります。孤立化する貧困世帯で発生しがちな虐待を防ぐことも重要です。城東区ではすでに守秘義務が課せられている民生委員・児童委員に「民生委員の皆さん！あなたの気づきが尊い命を救います！」というオリジナルチラシを配付したところです。今後はさらに地域福祉支援員や地域団体を通じ、困難家庭の情報が区に届く仕組みづくりを検討するとともに、そういった世帯に福祉支援が届くよう取組みを進めていきます。さらに、医療機関や学校、地域包括支援センター、障がい事業所などとの情報連携の場を設けることなども検討し、それによって浮かび上がってきた課題を共有しながら、支援を要する世帯を支える場づくり・つながる場づくりを、区・関係機関で連携して構築していきます。

※9 フードドライブとは、食品ロス削減のため、ご家庭で余った食品を回収して、福祉団体や生活支援を必要とする方などに無償譲渡する取組みのことです。

※10 フードパントリーとは、企業や農家、一般家庭から寄付される食料を、経済的困窮により食料支援を必要としている方に無料で提供する活動です。

※11 赤いベンチプロジェクトは、地域に手づくりの赤いベンチの設置を広げる活動です。高齢者にいつまでも元気でいてほしいと願いを込めて始まった取組みで、買い物支援・介護予防・新たなコミュニティ・防犯・相談窓口の周知など、さまざまな効果を生んでいます。

※12 ワンワンパトロール事業とは、地域内で犬の散歩をされている方に「ワンワンパトロール」隊員に登録してもらい、オリジナルお散歩バッグを持ち、見守り隊缶バッジをつけて、散歩しながら子どもの登下校時の見守りを兼ねる取組みです。

【区として特に重点的に取り組む課題】

- 社会的つながりが希薄な世帯の情報収集および総合的な相談支援体制を強化するための、関係機関等を対象とした研修会等の開催
- 地域福祉活動に参加したことのない区民層に対し、ゆるやかな見守り活動を促すための啓発（チラシの配布）

6 城東区地域福祉プランの実現のために

このプランは、地域共生社会を実現するために策定されたものです。プランを立てて終わりではなく、当該プランを着実に実現していくことが重要です。そのため、PDCA サイクルをまわして具体的な取組みが進捗しているか確認し、計画が着実に実現されるよう取り組んでいきます。（取組目標については次頁資料参照）

また、プランの実現には、福祉に携わる人や当事者・家族だけでは決して達成されません。地域住民が主体となり、行政や社会福祉協議会、福祉関係機関、教育機関、医療機関、民間活動団体などが常に課題を共有し、それぞれのもつポテンシャルを活かし、力を出し合い、連携を進めていくことが必要です。コロナなどの大きな社会変化にも対応しながら、区民、行政、企業・団体等が力を合わせ、地域共生社会実現に向けて活動を進めます。

主な具体的取組の目標数値等

1. 高齢者が最期まで安心して暮らせるまちづくり	主な具体的取組	現状	取組目標	目標評価時期	R4	R5	R6
①健康保持・介護予防対策の強化	百歳体操拡充	拠点数 74か所 実施者数 1,350人	拠点数 80か所 実施者数 1,500人	計画終期（令和7年3月末）	76か所 1400人	78か所 1450人	80か所 1500人
②認知症対策の強化	オレンジサポーター等拡充	認知症サポーター 9,300人 オレンジサポーター 6人 オレンジパートナー 91団体	認知症サポーター 12,000人 オレンジサポーター 48人（全地域） オレンジパートナー 120団体	計画終期（令和7年3月末）	10,000人 16人 100団体	11,000人 32人 110団体	12,000人 48人 120団体
③要介護者の見守りと、災害時要援護者支援の強化	福祉的視点を踏まえた避難所運営 個別避難計画作成支援	福祉的視点での避難所運営を盛り込んだ防災マニュアル 5地域	福祉的視点での避難所運営を盛り込んだ防災マニュアル作成（全地域） 個別避難計画作成（全地域）	計画終期（令和7年3月末）	16地域 12地域	16地域 16地域	16地域 16地域
④地域包括ケアシステムの充実強化	区民周知と地域においてACPを促進するための取組み	区広報紙（ACP川柳）6回 ネットワーク会議 3回	区広報紙等による周知啓発（特集年2回） 啓発ツールを活用した地域でのACP啓発の取組（全地域）	計画終期（令和7年3月末）	実施 16地域	実施 16地域	実施 16地域
2. 障がい者が豊かな人生を過ごせるまちづくり	主な具体的取組	現状	取組目標	目標評価時期	R4	R5	R6
①障がいの福祉避難所システム構築	福祉避難所運営マニュアルの策定及び 福祉避難所運営に関する講習会開催	—	福祉避難所運営マニュアルの作成、配付 福祉避難所運営に関する講習会開催	計画終期（令和7年3月末）	作成	配付 実施	配付
②障がい者スポーツの振興	スポーツを通した障がい者理解の促進	—	ポッチャ等障がい者スポーツの開催数 年1回以上、参加者数 1回 100人以上	毎年	実施	実施	実施
③障がいの権利擁護	基幹相談支援センターと相談事業所との連携による相談会や研修会の開催	—	相談会・研修会実施	毎年	実施	実施	実施
④障がい者サービス等の情報発信	障がい者事業所ハンドブック等の作成	—	障がい者事業所ハンドブックの作成、配付	計画終期（令和7年3月末）	作成	配付	配付
3. こどもが安全安心に暮らせるまちづくり	主な具体的取組	現状	取組目標	目標評価時期	R4	R5	R6
①教育現場でのこどもへの気づきの強化	こどもサポートネット等を通じた教育現場での気づき	こどもサポートネットでのスクリーニング数 72件 （令和4年2月現在） 未実施校 2校（同上）	こどもサポートネットでのスクリーニング数 （令和3年度比 30%増） 全校実施	計画終期（令和7年3月末）	令和3年度比 10%増 全校実施	令和3年度比 20%増 全校実施	令和3年度比 30%増 全校実施
②地域とこども・保護者のつながり強化	子育てサロンやつどいの広場などを通じた地域とこども・保護者のつながり強化	子育てサロン休止中（3月8日現在） つどいの広場の利用者数 12,889人 ※R2年度実績	子育てサロンやつどいの広場の利用者数 （令和4年度実績の20%増）	計画終期（令和7年3月末）	実施	10%増	20%増
③ヤングケアラーへの対応	ヤングケアラー連絡窓口、こどもサポートネット、家庭児童相談等により把握した件を必要な支援につなぐ等により、改善を図る。	こどもサポートネット等により把握した案件について 対応 3件	把握した案件に対して何らかの対応した割合（100%） 年度当初に把握している案件のうち、年度内に改善した割合（50%以上）	毎年	実施	実施	実施
④不登校への対応	区役所等の各種取組による支援	JOTOふらっと教室 59人（R3実績） こどもサポートネット 72件（R3実績） 子育て相談 26回（R2実績）	区役所等の各種取組による支援の総件数の前年度比増	毎年	前年度比増	前年度比増	前年度比増
⑤こどもを支援する地域資源の発掘と連携強化	子ども食堂、フリースクール等との連携	区社会福祉協議会登録 12団体 こどもサポートネットでの具体的対応 3団体	区社会福祉協議会登録団体とこどもサポートネットの具体的対応団体の合計数 20団体以上	計画終期（令和7年3月末）	17団体	19団体	20団体
4. ウィズコロナ・アフターコロナの時代に応じた新たな地域福祉、ネットワークの構築	主な具体的取組	現状	取組目標	目標評価時期	R4	R5	R6
①社会的なつながりが希薄な世帯支援、気にかける地域づくりの推進	気にかける地域づくりの取組み	気にかける取組み事業数 2	地域における気にかける取組み事業 全地域	計画終期（令和7年3月末）	4地域	10地域	16地域
②総合的な相談支援体制の強化	つながる場や支援会議等関係者のスキルアップ	職員向けスキルアップ研修会の開催	スキルアップのための研修会等開催（対象者拡充）	毎年	実施	実施	実施
③地域福祉活動の担い手の発掘	これまで地域福祉活動に参加したことがない層に対する、ゆるやかな見守りを促進するための啓発	—	啓発チラシ、ホームページ、広報紙等による啓発活動	毎年	実施	実施	実施
④関係機関間の連携強化	関係機関間の課題共有・連携の場づくり	複数の関係機関間連携による研修会開催 6回	各種関係会議、研修会等を活用した課題共有、意見交換の場の設定 年8回以上	毎年	実施	実施	実施

※「—」はなし又は不詳